

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性、健全性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。

このため、経営の監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能し、かつ両者のバランスのとれた組織体制を構築することが必要であると考えております。また、タイムリーで質の高い情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、決算内容にとどまらず、定期的に個別事業の内容や中期経営計画の開示を行うこととしております。

コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理及び道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動をとることとしております。当社は、上記の内容を具体化した「日立金属グループ行動規範」(当社のウェブサイト(<https://www.hitachi-metals.co.jp/corp/corp15.html>))に掲載)を制定し、役員及び従業員がとるべき行動の具体的な基準としております。

取締役及び執行役の報酬については、取締役及び執行役が中長期的視点で経営方針、中期経営計画及び年度事業予算を立案、決定及び実行することで当社の企業価値を増大させ、ステークホルダーに資する経営を行うことの対価と位置付け、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とすることを方針としております。

なお、当社のコーポレートガバナンスの枠組みについては、コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)、及び会社法に基いて取締役会で定めた内部統制システムに係る基本方針で規定しております。当該基本方針の概要は、本報告書「IV 内部統制システム等に関する事項、1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。また、ガイドラインは、当社のウェブサイト(<https://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-csr.html>)に掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社は、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、共同開発等の保有目的並びに保有に伴うリターン及びリスクを総合的に勘案して、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、政策保有株式を保有しないことを原則としております。また、政策保有株式の保有目的等につきましては、毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに保有の意義や資本コスト等について定性面と定量面から検証を行うことを通じて縮減を行っております。その他の当社の政策保有株式に関する方針については、ガイドライン第7条(株式の政策保有に関する方針)を参照ください。

なお、2020年3月末時点の政策保有株式の銘柄数は、コーポレートガバナンス・コード施行前事業年度末(2015年3月末)時点の42銘柄から、17銘柄となりました。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社の親会社との取引に関する方針及び手続は、ガイドライン第8条(親会社との取引)を参照ください。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。運用体制としては、人事総務管掌役員、財務管掌役員等で構成される退職給付委員会を設置し、適正な資質を持った人事総務及び財務部門の担当者をその事務局として配置することで運用を行っております。また、受益者への将来にわたる確実な年金給付、そのために必要な総合収益を長期的に確保するため、年金資産運用に係る基本方針を策定したうえで、当該方針に従った中長期的な政策アセットミックスの策定並びに運用受託機関の選定及び評価を行っており、年金資産の運用状況については、定期的なモニタリングを実施しております。なお、運用受託機関は専ら運用の成果を向上させることを目的として議決権を行使する旨を当該方針で定め、運用受託機関の定める議決権行使基準に準拠することによって、受益者との間の利益相反を管理しております。

上記に加え、当社は、従業員の安定的な資産形成のため、確定給付企業年金制度と合わせて確定拠出年金制度を採用しており、運用管理機関・運用商品の見直し、従業員に対する資産運用に関する教育などの取り組みを行っております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1)当社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略、経営計画

当社の経営理念については、ガイドライン第1条(経営理念)を参照ください。また、経営戦略・経営計画につきましては、当社は、2021年度(2022年3月期)を最終年度とする「2021年度中期経営計画」を策定し、その内容を当社のウェブサイト(<https://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-prsen.html>)に掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、上記「1. 基本的な考え方」及びガイドラインを参照ください。

(3)報酬委員会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針及び手続

当社は指名委員会等設置会社であり、過半数の独立社外取締役で構成される報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、当該方針に基づき個人別の報酬額の決定を行っております。取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針については、本書後記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営等に係る事項、「取締役・執行役報酬関係」、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照

ださい。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針及び手続、並びに指名委員会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針及び手続

当社は指名委員会等設置会社であり、過半数の独立社外取締役で構成される指名委員会において、取締役候補者の決定を行っております。なお、指名委員会は、取締役候補者を決定するにあたり、ガイドライン第12条(取締役会の規模)、第13条(取締役会の構成)、第14条(取締役の適性)及び第15条(社外取締役の独立性の判断基準)に基づいております。

また、取締役会は、執行役の選解任について、公正に行うものとし、その選解任に際してはガイドライン第20条(執行役の選解任)に基づいております。

(5)経営陣幹部及び取締役候補の選任・指名理由

第83回定時株主総会における取締役候補者の選任理由は、当社ウェブサイト(<https://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-stock.html>)に掲載している「第83回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」(5～10頁)を参照ください。また、執行役の選任理由は、本書後記「執行役の選任理由」を参照ください。

【補充原則4 - 1】(取締役会から経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社では、取締役会決議事項を取締役会規則に規定しており、それらは会社法上の取締役会の専決事項(経営の基本方針、内部統制システムの整備に関する基本方針等の決定、執行役の選解任、代表執行役の選定・解職等)に加え、剰余金の配当、新株・新株予約権の発行、並びに一定の規模を超える財産の取得・貸借・処分、債務保証、組織再編等の事項であります。これら以外の事項については執行役会長にその決定を委任しております。

【原則4 - 9】(社外取締役の独立性判断基準)

当社の社外取締役の独立性判断基準は、ガイドライン第15条(社外取締役の独立性の判断基準)を参照ください。

【補充原則4 - 11】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、定款で取締役を10名以内と定めております。その他の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性、適正規模に関する考え方は、ガイドライン第12条(取締役会の規模)、第13条(取締役会の構成)及び第14条(取締役の適性)を参照ください。

【補充原則4 - 11】(取締役の兼任状況)

取締役の重要な兼職状況は、当社ウェブサイト(<https://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-stock.html>)に掲載している「第83回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」(5～10頁)を参照ください。

【補充原則4 - 11】(取締役会の実効性についての分析・評価)

当社は、2019年度の実効性に関し、取締役へのアンケートと個別ヒアリングを実施しました。アンケートの大項目は、構成、意思決定プロセス及び貢献、運営・支援体制その他です。

実施したアンケート及びヒアリングから得られた各取締役の評価及び意見に基づき、2020年5月の取締役会にて評価を行いました。

その結果、戦略的方向性の議論が様々な視点からなされており、重要な議題についても、監査委員会の場を活用することを含めて、事前に十分に議論されていることから、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認しました。

他方、次の点の議論については、更なる改善の余地があることを認識しました。

中長期戦略・予算の策定プロセスとその実行を監督するプロセス

経営課題実行のPDCAサイクルの確認

CEO後継計画・執行役候補育成計画に関する取締役会への情報提供

運営・支援体制(必要な情報の適時提供)

今後更に実効性を高めるべく、今後の取締役会の運営に活かしてまいります。また、執行側が品質保証体制(方針、組織、運用、内部監査等)の改善・強化に取り組んでおりますので、その対応・進捗を注視してまいります。

なお、当社は、2019年度の監査委員会としての実効性に関し、監査委員へのアンケートと個別ヒアリングを実施しました。

これらにより得られた各監査委員の評価及び意見に基づき、2020年5月に監査委員会にて評価を行いました。

その結果、監査委員会全体の実効性は確保されていることを評価し、次の現況と課題について、取締役会で報告を行いました。今後更に実効性を高めるべく、今後の監査委員会の運営に活かしてまいります。

(現況)

社外取締役の専門性バランスが良く、活発な議論がなされていること

会計監査人評価の際の相互評価、監査委員会・会計監査人・内部監査部門の間の連携等の三様監査は充実したレベルにあること

ガバナンス、経営課題等の議論が活発であること

(課題)

監査委員会の監査計画策定に先立ち、議論すべきテーマが何かを決めた後、同計画を策定するプロセス、重要事象発生時の監査委員に対する適時な情報提供、指摘事項に対するフォローアップについては、更なる実効性の強化が必要であること

【補充原則4 - 14】(取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、ガイドライン第23条(取締役及び執行役の知識習得)に従い、取締役及び執行役に対して、就任時のオリエンテーションの他、当社取締役及び執行役の職務遂行に必要な知識の習得のための機会を必要に応じて提供しております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、ガイドライン第5条(情報開示及び対話)に従い、「IR活動方針」に基づき株主その他のステークホルダーへの情報開示及び対話を行っております。なお、「IR活動方針」の内容は、ガイドライン別紙を参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

株式会社日立製作所	226,233,416	52.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,634,200	4.36
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	15,164,275	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,215,500	2.62
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	5,768,535	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	4,770,300	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,336,600	1.01
ステートストリートバンク アンドトラスト カンパニー 505103	4,307,556	1.01
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	3,497,697	0.82
ステートストリートバンク ウェストクライアントトリ ティー505234	3,236,518	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社日立製作所(上場:東京、名古屋)(コード) 6501

補足説明 **更新**

上表の割合は、自己株式1,337,583株(2020年3月31日現在)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、製品販売、資材等調達取引に関しては、親会社との取引に限らず、これらの取引一般に係る業務の適正を確保することを目的として取引条件の決定等に係る内部手続を定めた規則を制定しており、この規則に基づき取引を行っております。また、親会社と少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を行う必要が生じたときは、取締役会に付議し、慎重な審議のうえ、これを決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

当社は、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係においては、事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用して、高品質の製品及びサービスの提供を図っております。

株式会社日立製作所との人的関係につきましては、同社の執行役1名が当社の取締役を兼務しております。同社は、当社の取締役会における意見の表明及び議決への参加を通じて、当社の経営方針の決定等について影響を及ぼし得る状況にありますが、上場取引所の定めに基づき独立役員として指定する社外取締役3名が就任しており、取締役会における審議に当たり、より多様な意見が反映され得ることから、当社は独自の経営判断を行うことができる状況であると認識しております。当社の業務執行を担う執行役は、同社の役員を兼務しておりません。

株式会社日立製作所との取引関係につきましては、同社との間に日立グループ・プーリング制度による金銭消費貸借その他の取引関係がありますが、当社の事業活動は同社との取引に大きく依存する状況にはありません。なお、同社との取引は市価を基準として公正に行うことを方針としております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数 <small>更新</small>	6名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
上野山実	他の会社の出身者													
岡俊子	他の会社の出身者													
福尾幸一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

上野山実				<p>当社は、同氏が過去に常務役員(2013年3月退任)及び顧問(2015年3月退任)を務めていたパナソニック㈱との間で、製品の販売・購入の取引関係がありますが、2019年度における当社と当社との間における取引額は、当社グループ及びパナソニックグループの連結売上収益の1%を大きく下回っております。</p> <p>従って、同氏の過去の在籍状況は、社外取締役候補者としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p>	<p>パナソニック㈱において長年にわたり経理・財務の業務に携わり、経理・財務担当の取締役としての経験を有することから、その豊富な経験と財務・会計に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>また、同氏は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおける社外取締役の独立性の判断基準及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
岡俊子					<p>長年にわたりM&Aや経営戦略立案等のコンサルティング業務に携わり、またコンサルティング会社の経営者や様々な企業での社外役員としての経験を有することから、その豊富な経験と企業経営及び財務・会計に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>また、同氏は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおける社外取締役の独立性の判断基準及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
福尾幸一				<p>当社は、同氏が過去に取締役専務執行役員(2016年6月退任)を務めていた本田技研工業㈱(以下「ホンダ」といいます。)及び同社の子会社で同氏が代表取締役社長(2016年3月退任)を務めていた㈱本田技術研究所との間で、当社から各社に対する製品の販売に関する取引関係がありますが、2019年度における当社と各社との間における取引額は、当社グループ及びホンダグループの連結売上収益の1%を大きく下回っております。</p> <p>従って、同氏の過去の在籍状況は、社外取締役候補者としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p>	<p>本田技研工業㈱において品質・認証の責任者や同社及びそのグループ企業の経営者を務めた経験を有することから、その豊富な経験と当社製品の主要マーケットの一つである自動車業界に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>また、同氏は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおける社外取締役の独立性の判断基準及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社内取締役
監査委員会	4	1	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 10名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員	
西山光秋	あり	あり		なし

西岡宏明	あり	なし	×	×	なし
田宮直彦	なし	なし	×	×	なし
村上和也	なし	なし	×	×	なし
會田亮一	なし	なし	×	×	なし
諏訪部繁和	なし	なし	×	×	なし
谷口徹	なし	なし	×	×	なし
増田久己	なし	なし	×	×	なし
峯岸憲二	なし	なし	×	×	なし
山本徹	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役
及び使用人の有無 **更新**

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 **更新**

当社は、監査委員会の職務を補助するため、取締役会事務局に他の業務執行部門の職位を兼務しない監査委員会担当者を配置しております。また、監査委員会は、必要があると認めるときは、執行役が所管する内部監査部門に対し、監査委員会の職務の執行を補助させることができることとしております。

監査委員会担当者の任免及び懲戒は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員（以下、この項目において監査委員会等といいます。）の同意を得て執行役が行い、人事評価及び査定は、監査委員会等の意見を聴取のうえ、執行役が行うこととしております。

内部監査部門長の任免及び懲戒並びに人事評価及び査定は、執行役が行いますが、あらかじめ、その理由について監査委員会等に説明をしなければならないこととしております。

なお、監査委員会担当者及び内部監査部門が監査委員会の職務を補助する場合においては、当該補助を行うことについて執行役の指揮命令を受けないこととしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人から、(1)監査実施計画の説明を受け、必要に応じて協議及び調整しております。また、(2)監査結果の報告を受け意見交換を行っております。さらに、(3)会計監査人がその職務を行うに際して執行役の職務の執行について不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その報告を受けることとしております。また、監査委員会は、内部監査部門から監査実施計画の報告を受け、定期的に報告を聴取するとともに、監査委員会の監査との連携を図るため、(1)監査委員会が必要と認める部門への内部監査部門による特別監査の実施及び(2)内部監査部門が実施する監査に盛り込む重点監査項目の設定を指示することができます。また、監査室は、内部統制の評価をも担当しており、その状況を監査委員会に報告しております。さらに、内部監査部門以外の財務、コンプライアンス、リスクその他を担当するコーポレート部門等も内部統制につき一定の役割を担っており、職務の遂行状況を監査委員会に報告しております。

また、当社では、「三様監査の連携推進」が監査・監督機能の最重要テーマと考え、監査委員会、会計監査人、内部監査部門それぞれが発見した課題を相互に情報共有するとともに、会計監査人評価基準に基づく当社側から会計監査人への一方向での評価から一歩踏み込んで、「相互牽制と相互評価」を推進しております。特に、外部機関である会計監査人によるリスク検出機能が、当社グループのリスク検出全体のなかで重要と考え、その機能強化のために、会計監査人と当社財務部門、内部監査部門、監査委員会との間それぞれでの相互評価を拡充しております。具体的には、監査委員会が定めた会計監査人評価基準に基づき、当社側が、監査委員会、経営幹部、内部監査部門等とのコミュニケーション、監査の品質管理体制、監査計画、監査チーム、監査報告・四半期レビュー報告、監査報酬の基礎となる監査時間と監査計画の整合性等を評価したうえで、監査委員会が総合評価しております。他方、会計監査人は当社側財務部門、内部監査部門、監査委員会の基本業務、監査対応、連携、リスク認識、活動状況、リソース等を評価し、評価結果を相手に報告しており、当社はこれを当社の機能強化につなげております。また、当社事業所・子会社の財務部門と会計監査人との間の相互評価も始めております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社の指名委員会は、以下のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断しております。

1. 製品もしくは役務の提供の対価として、直近事業年度における年間連結売上収益の2%以上の支払いを当社から受けた者又は、現在もしくは過去1年間において、その業務執行者（業務執行取締役、執行役又は使用人をいう。以下同じ。）であった者
 2. 製品もしくは役務の提供の対価として、当社に対し、当社の直近事業年度における年間連結売上収益の2%以上の支払いを行った者又は、現在もしくは過去1年間において、その業務執行者であった者
 3. 弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタントであって、過去1年間において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得た者、又は法律事務所、監査法人、税理士法人もしくはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリ・ファームであって、直近事業年度における年間連結売上収益の2%以上の支払いを当社から受けたファームにおいて現在もしくは過去1年間に社員、パートナー、アソシエイトもしくは従業員であった者
 4. 直近事業年度において寄付金として1,000万円又は総収入もしくは経常収益の2%のいずれか高い方の額以上の金銭その他の財産上の利益を当社から受けた非営利団体において現在又は過去1年間に役員であった者
 5. 現在又は過去1年間において、当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役であった者
 6. 現在又は過去1年間において、当社の兄弟会社の業務執行者であった者
 7. 次のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等内の親族
- (1) 上記1から6までに掲げる者

- (2) 現在又は過去1年間において当社の子会社の業務執行者であった者
- (3) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- (4) 当社の兄弟会社の業務執行者
- (5) 現在又は過去1年間において当社の業務執行者であった者
- 8. 上記以外の事情により、一般株主との間で、実質的な利益の相反が生じるおそれのある者

当社は、独立役員資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

(1)業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬である期末賞与により構成されております。執行役の業績連動報酬は、執行における責任の度合を勘案して業績との連動を強め、役位に応じて、総報酬に占める割合が以下の比率の範囲内に収まるように業績連動報酬の基準額を設定しております。また、取締役の業績連動報酬は、経営の監督機能を十分に発揮するため、総報酬に占める割合が以下の比率の範囲内に収まるように業績連動報酬の基準額を設定しております。なお、執行役を兼任する取締役に對しては、執行役としての業績連動報酬を支給しており、取締役としての期末賞与(業績連動報酬)は支給していません。

役位	固定報酬	業績連動報酬の基準額
執行役会長、社長	60%	40%
執行役専務、常務	67% ~ 68%	32% ~ 33%
執行役	70%	30%
取締役	86% ~ 89%	11% ~ 14%

(2)業績連動報酬に係る指標及び当該指標を選択した理由

2019年度における業績連動報酬に係る指標は、2021年度中期経営計画において成長性、収益性及び経営効率性を重視していることから、連結の「売上収益」、「調整後営業利益」、「ROIC(Return on Invested Capital: 投下資本利益率)」及び「Cash Conversion Cycle: 運転資金手持日数」を用いております。

(3)業績連動報酬の額の決定方法等

業績連動報酬である期末賞与については、役位毎に業績連動報酬の基準額を設定したうえで、以下の算定式によって、個別に支給額の決定を行います。なお、その結果については報酬委員会において議論のうえ、最終確定いたします。

個別期末賞与支給額 = 業績連動報酬の基準額 ×
 ((全社業績支給係数 1 × 全社業績評価ウェイト) + (担当業務別支給係数 2 × 担当業務別評価ウェイト) + (個人別目標支給係数 2 × 個人別目標評価ウェイト))

1 「全社業績支給係数」は、全社業績に関する指標毎の目標が1となるように0 ~ 2のレンジを会社があらかじめ定め、当該レンジにおける実績の達成度に指標別の評価ウェイト(売上収益:0.3、調整後営業利益:0.4、ROIC(投下資本利益率):0.15、CCC(運転資金手持日数):0.15)を乗じ、これを合計したものを使用します。なお、当事業年度における「全社業績支給係数」の指標における目標及び実績は次のとおりです。

指標(連結)	目標	実績
売上収益	: 10,000億円	8,814億円
調整後営業利益	: 540億円	144億円
ROIC(投下資本利益率)	: 3.5%	0.5%
CCC(運転資金手持日数)	: 84.2日	87.1日

2 「担当業務別支給係数」及び「個人別目標支給係数」は、それぞれ役員毎に設定する目標が1となるように0 ~ 2のレンジを会社があらかじめ定め、当該レンジにおける実績の達成度に指標別の評価ウェイトを乗じ、これを合計したものを使用します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第83期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)有価証券報告書において開示した役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、次のとおりです。

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	期末賞与	対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く)	116百万円	98百万円	18百万円	7人
執行役	381百万円	314百万円	67百万円	13人
社外役員	53百万円	46百万円	7百万円	5人

(注)

1. 執行役を兼任する取締役に対しては、執行役としての報酬等を支給しており、取締役としての報酬等は支給しておりません。
2. 2019年度の業績が大きく落ち込むことになったことを受け、経営責任を明確にするため、常勤の取締役及び執行役は、2019年度下期の役員報酬の一部を返上しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会の定めた「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」は次のとおりです。

1. 当社経営を担う取締役及び執行役が、長期的視点で経営方針を決定し、中期経営計画及び年度事業予算を立案・実行することにより、当社の企業価値を増大させ、株主等利害関係者に資する経営を行うことに対して報酬を支払う。
2. 取締役及び執行役が経営に対してそれぞれの経営能力あるいは経営ノウハウ・スキルを活かし、十分な成果を生み出せるよう動機付けするために、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とし、顕著な成果に対しては相応の報酬を支払うことで報いる。
3. 当社が支払う報酬は基本報酬及び期末賞与とする。
 - (1)基本報酬：取締役及び執行役としての経営に対する責任の大きさ、及びこれまでに培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として個別に決定する。また、取締役及び執行役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とする。
 - (2)期末賞与：業績に連動するものとする。
4. 自社株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役及び執行役は、報酬の一部を役員持株会に拠出し、一定の株式数に至るまで自社株式を取得することを原則とする。取得した自社株式は在任中及び原則として退任後1年を経過するまで継続して保有する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に専属するものではありませんが、取締役会及び指名、監査、報酬の各委員会の職務の執行を補助するため取締役会事務局を設置し、取締役会及び委員会の担当者を置いて補助を行っております。取締役会及び指名、監査、報酬の各委員会を開催するに当たっては、原則として資料を事前に配付し、説明を行うこととしております。また、国内外の事業所における状況聴取の機会を設けること等により、社外取締役の情報収集の一助としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社は、取締役会決議により相談役を委嘱することができる制度を定めておりますが、現在、相談役の就任者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(監督体制の状況)

当社は、指名委員会等設置会社の機関構成をとっております。これは、この体制が事業再編や戦略投資等全社経営に関わる施策の大胆かつ迅速な実行に資するものであり、さらに、指名、監査、報酬の各委員会及び取締役会において、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立ち、かつ豊富な経験と高度な知識を持った社外取締役により意思決定機能及び監督機能を強化することが、経営の透明性、健全性及び効率性の向上に有効であると判断したものであります。この体制のもとで取締役6名(うち女性1名、社外取締役3名)を選任し、会社法の規定に基づき取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置しております。また、取締役会及び各委員会の職務の執行を補助するため取締役会事務局を設置し、取締役会及び委員会の担当者を置いております。なお、各機関の目的、権限及び構成員の氏名等は次のとおりです。

- (1)取締役会は、当社の業務執行の決定並びに取締役及び執行役の職務執行の監督を目的とし、法令で定める事項のほか、当社定款及び取締役会規則に定める事項について決定する権限を有する機関であります。取締役会は、2019年度において合計15回開催され、2019年度に在籍した取締役は、在任期間中に開催された取締役会全てに出席して、執行役及び各委員会からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、法令、定款の定めるところにより執行役に委任することができない事項及び取締役会規則に定める重要な事項に係る決定等を行いました。本書提出日現在、取締役会は、以下の取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されております。

取締役 西家 憲一 (議長) 取締役 西山 光秋
取締役 上野山 実 (社外) 取締役 森田 守
取締役 岡 俊子 (社外)
取締役 福尾 幸一 (社外)

(2)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容の決定を目的とし、当該決定に係る権限のほか、指名委員のうち、取締役会を招集することができる者の指名、指名委員会の職務の執行の状況を取締役会に報告する指名委員の指名等の権限を有しております。指名委員会は、2019年度において合計7回開催され、2019年度に在籍した指名委員会に属する取締役は、在任期間中に開催された指名委員会全てに出席して、取締役候補者の決定及び執行役体制の検討のほか、経営者に係る後継者育成計画に関する議論等を行いました。本書提出日現在、指名委員会は、以下の取締役4名(うち3名は社外取締役)の委員で構成されております。

取締役 福尾 幸一 (議長・社外)
取締役 上野山 実 (社外)
取締役 岡 俊子 (社外)
取締役 西山 光秋

なお、指名委員会が取締役候補者を決定するにあたっての方針・手続は、前記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1.基本的な考え方」「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」「[原則3-1] (情報開示の充実)」、(4)を参照ください。

(3)監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等に関する決議を行い、当社の業務が適法かつ妥当に運営されることを目的とし、当該決議に係る権限のほか、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針の決定、監査委員のうち取締役会を招集することができる者の指名等の権限を有しております。また、監査委員会は会社法第405条に基づき当社又は子会社の職務執行に関する事項又は事業の報告を求め、当社又は子会社の業務及び財産の状況を調査することができる監査委員を選定する権限を有しております。なお、監査委員会の活動状況等については、後記「(監査委員会監査組織の状況)」を参照ください。

本書提出日現在、監査委員会は、以下の取締役4名(うち3名は社外取締役)の委員で構成されております。

取締役 上野山 実 (議長・社外)
取締役 岡 俊子 (社外)
取締役 福尾 幸一 (社外)
取締役 西家 憲一

(4)報酬委員会は、取締役及び執行役に係る個人別の報酬の内容を決定することを目的とし、当該決定に係る権限のほか、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針の決定、報酬委員のうち、取締役会を招集することができる者の指名、報酬委員会の職務の執行の状況を取締役会に報告する報酬委員の指名等の権限を有しております。報酬委員会は、2019年度において合計5回開催され、2019年度に在籍した報酬委員会に属する取締役は、在任期間中に開催された報酬委員会全てに出席し、取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針の決定及びそれに基づく個人別の報酬の内容を決定いたしました。

本書提出日現在、報酬委員会は、以下の取締役4名(うち3名は社外取締役)の委員で構成されております。

取締役 西山 光秋 (議長)
取締役 上野山 実 (社外)
取締役 岡 俊子 (社外)
取締役 福尾 幸一 (社外)

なお、報酬委員会が役員報酬を決定するにあたっての方針・手続は、前記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1.基本的な考え方」「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」「[原則3-1] (情報開示の充実)」、(3)を参照ください。

(業務執行体制の状況)

業務執行については、取締役会から執行役(10名、全て男性)に対し業務の決定権限を大幅に委譲することによって意思決定の迅速化を図っております。当社は、執行役会長の業務の決定及び執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するために、経営会議を設置しており、取締役会から執行役会長に委任された業務の決定に関する重要事項は、経営会議で審議を行ったうえで、執行役会長が決定しております。経営会議は、執行役会長、管理官掌及び営業官掌の執行役並びに事業本部長で構成されており、議長である執行役会長が必要に応じてその他の出席者を指名します。

なお、当社は、2020年4月27日付「当社及び子会社の一部製品における検査成績書への不適切な数値の記載等について」において、当社及び子会社で製造する特殊鋼製品並びに磁性材料製品(フェライト磁石及び希土類磁石)の一部に、お客様に提出する検査成績書に不適切な数値の記載が行われていた等の事実が判明したことを公表しました。当社では、モノづくりを行う企業として最も起こしてはならない品質に関わる不適切行為を発生させ、お客様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑をおかけすることになったことを重く受け止めております。当社では、2020年4月27日付で外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置し、客観的な視点から事実関係・発生原因を調査いただくとともに、それと並行して社内対策本部が中心となり適切な品質保証体制の構築に取り組んでおります。また、組織・管理体制等経営のあらゆる面においてより一層の改革に取り組むとともに、本事案の事実関係及び発生原因の究明並びにこれを踏まえた対策の検討及び実行において客観性・公正性を担保する目的で、2020年5月末日をもって執行役社長を含む複数の執行役及び過去に執行役社長であった取締役1名が退任いたしました。さらに、2020年6月1日付で、意思決定の迅速化を図るために執行役会長が執行役社長を兼務することとした他、新たな執行役を加え、新しい経営体制に移行いたしました。この新しい経営体制のもと、公明正大に事業を行う会社に生まれ変わる意思をもって、事実関係・発生原因を徹底的に究明するとともに、経営のあらゆる面において改革に取り組んでまいります。

(内部監査組織の状況)

当社は、内部監査を担当する部門として監査室(専任担当者9名)を置いております。監査室は、年間の監査方針及び監査実施計画を作成し、これに基づき概ね3年サイクルで当社各事業所及び国内外の各グループ会社の業務執行状況及び経営状況を往査するとともに、監査委員会の監査及び会計監査人監査と連携し、三様監査の連携を推進しております。このほか、執行役会長の特命等に基づいて、特別監査することがあります。なお、執行役会長及び監査委員会に対して監査実施計画を事前に報告するとともに、概ね月1回監査の結果を報告しており、加えて関連事業部門の事業責任者やコーポレート部門各部に対して概ね月1回監査報告会を開催し、業務執行の改善を提言しております。さらに、必要に応じて当社内の環境、安全、情報システム及びリスク・コンプライアンスを担当する各部門等と協力して往査を実施しております。

(監査委員会監査組織の状況)

監査委員会は、取締役及び執行役の法令・定款違反、経営判断の妥当性、内部統制システムの相当性の監査並びに会計監査を担っております。監査委員会の職務の執行は、取締役会事務局の監査委員会担当者が補助しております。この監査委員会担当者は、執行役からの独立性を確保するため他の業務執行部門の職位を兼務していません。監査委員会は、通常監査として、年間の監査方針及び監査実施計画を作成し、これに基づき重要事項の報告聴取、監査委員による各事業所等及び各子会社への往査等の手段により監査を行っております。また、取締役及び

執行役の法令・定款違反の行為等が見込まれる場合は特別監査を実施することとしております。

2019年度は、監査委員会を13回開催し、監査委員の全員が全ての回に出席しております。監査委員会の主要な議題は次のとおりで、監査委員会において、本質的な議論がなされ、ガバナンス、経営課題等の議論が活発になされております。

会計監査人の監査計画、四半期レビュー結果、監査結果に関する報告・討議

内部監査部門の監査方針及び監査計画、個々の内部監査結果の報告、内部監査で検出した経営課題及び業務上の課題のフォローアップ状況の報告・討議

財務報告に係る内部統制について、その推進の方針と計画、内部統制有効性評価結果(3回)の報告、内部統制実効性向上と経営改善に向けての議論

執行部門のその時々課題と取組み状況の報告、ガバナンス改善に向けての議論

また、監査委員会では、取締役会議題のうち重要な議題について、その資料の事前レビューを実施し、取締役会における実効性ある議論に結び付けております。

さらに、社外取締役である監査委員全員により、執行役社長との年2回の意見交換を行い、その時々課題等についての認識をそろえております。

また、常勤の監査委員は主に次の活動を行っております。

事業報告を監査し、計算書類等を確認し、会計監査人から重要論点についての手続や見解を聴取し、事業報告についての指摘事項と会計監査人の監査に対する見解を監査委員会に報告

上記の監査実施計画に基づき、各拠点や子会社を往査し、それにより発見した課題を内部監査部門、会計監査人に伝えるとともに、取締役会にガバナンスの観点からの課題を報告

上記の諸々の活動を通じて、内部統制の強化、業務遂行の質の向上を図っております。

なお、監査委員のうち、上野山実氏は、過去にパナソニック株式会社において経理・財務担当の取締役としての経験を有しており、岡俊子氏は、コンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と高度な知識を有しており、また、西家憲一氏は、過去に当社の監査部門及び当社子会社の財務部門での経験を有していること等から、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(会計監査人の状況)

2019年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、EY新日本有限責任監査法人の業務執行社員大内田敬氏及び表晃靖氏であり、継続監査年数は2名とも7年以内です。また、その指示により、必要に応じてEY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士及びその他が、会計監査業務の執行を補助しました。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他29名であります。

(責任限定契約の状況)

当社は、会社法第427条第1項及び定款第24条の規定に基づき、取締役である西家憲一、上野山実、岡俊子、福尾幸一及び森田守の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

(指名委員会等設置会社の形態を採用している理由)

指名委員会等設置会社の体制が、事業再編、戦略投資等全社経営に関わる施策の大胆かつ迅速な実行に資するものであり、さらに、指名、監査、報酬の各委員会及び取締役会において、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立ち、かつ豊富な経験と高度な知識を持った社外取締役により意思決定機能及び監督機能を強化することが、経営の透明性、健全性及び効率性の向上に有効であるとの判断に基づき、この形態を採用しております。

(社外取締役の機能及び役割)

当社の取締役6名のうち上野山実、岡俊子及び福尾幸一の3氏が社外取締役であります。

社外取締役は、取締役会の構成員及び指名、監査、報酬の各委員会の委員として活動しております。社外取締役は、豊富な経験と高度な知識を有するとともに社会一般の規範に精通し、より広い視野に立って当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に寄与するものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	原則として株主総会を第一集中日には開催しないこととしております。2019年度に係る定時株主総会は、2020年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人である東京証券代行株式会社が開設した専用のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知発送後、当該株主総会の前日の営業時間の終了時まで、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知の英訳を掲載しております。
その他	当社のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーとして、ガイドラインの中でIR活動方針を定めております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算において決算、経営方針、ビジョン、中期経営計画の進捗状況などに関する説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、海外で海外投資家とのミーティングを開催し、経営方針やビジョン、中期経営計画の進捗状況などについて説明を行い、質疑応答に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に、決算短信、株主通信、有価証券報告書及び四半期報告書、統合報告書、株主総会招集通知・決議通知等を掲載しております。また、決算説明プレゼン資料の他、中期経営計画説明会や事業ごとの戦略を説明するIR Dayなどのプレゼン資料を掲載しております。「コーポレートガバナンス」については独立ページを設け、その体制を図式で説明しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション部がIR担当部署として活動しております。IR事務連絡責任者をコミュニケーション部長とし、実務取り纏めはコミュニケーション部が担当し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員及び従業員がとるべき行動の具体的基準として「日立金属グループ行動規範」を定めております。この行動規範は、「持続可能な社会に向けて」、「誠実で公正な事業活動」、「人権の尊重」、「従業員の力を引き出す環境の整備」、「情報の管理とコミュニケーション」等をその骨子としており、株主、顧客その他の取引先等のステークホルダーの立場の尊重に関する内容を含んでおります。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、環境経営を経営上の主要課題の一つとしており、「日立金属グループ環境保全基本方針」に基づいて、グループ全体の環境経営を推進しております。事業分野別に環境マネジメントシステムを構築し、環境コンプライアンスの強化、製造段階での環境負荷軽減及びライフサイクルを通じて環境負荷低減に寄与する製品(環境親和型製品)の拡充に努めています。</p> <p>CSR活動については、「日立金属グループCSRガイドブック」を制作し、これを当社グループの全員に配布するとともに、コンプライアンスに関する研修を毎年行っております。社会貢献関係では、当社グループの規模に見合った貢献を持続的に行うという方針のもと、スポーツ、教育、地域社会への貢献、寄付、ボランティア活動及び災害支援を実施しております。なお、当社グループの環境保全活動及びCSR活動に係る情報は、「統合報告書」「CSR活動報告」として開示しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、ステークホルダーへの情報公開等に関する方針として、IR活動方針を定めております。同方針につきましては、ガイドライン別紙を参照ください。また、「日立金属グループ行動規範」において、日立金属グループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、対話を含めたさまざまなコミュニケーション活動を通じてステークホルダーへの責任ある対応を行う旨を規定しており、上場取引所における開示、ウェブサイト等を通じて、決算内容にとどまらず、個別事業の内容や中期経営計画の開示に努めております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社は、イノベティブな企業文化の創造にはすべての人材の可能性を広げ、活躍できる仕組みと環境の醸成が重要であるとし、ダイバーシティ経営を推進しています。社外取締役選任に女性1名を選任し、ダイバーシティの定期的な助言を受けながら、特に女性活躍推進については以下の方針のもとに取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新卒採用における女性の採用比率の目標化(技術系10%、事務系40%) 定着支援の充実(キャリア支援、管理職層の意識改革等) 女性社員の計画的な管理職層への登用(女性管理職目標2021年度2.0%)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に定める内部統制システムに係る基本方針を取締役会で決議し、これを整備しております。その具体的な内容は、次のとおりであります。

1. 当社の監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- 1) 監査委員会は、必要に応じ、常勤の監査委員を選定する。
- 2) 取締役会は、必要に応じ、監査委員会の職務を補助する取締役として、執行役を兼務しない取締役を置く。
- 3) 監査委員会の職務を補助するため、取締役会事務局に監査委員会担当者を置く。
- 4) 監査委員会は、監査を行うために必要があるときは、執行役が所管する内部監査部門に対し、監査委員会の職務の執行を補助させることができる。

(2) 上記(1)の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当社の監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 取締役会事務局の監査委員会担当者は、他の業務執行部門の職位を兼任しない。
監査委員会担当者の任免及び懲戒は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員(以下「選定監査委員」という。)の同意を得て、執行役が行う。また、監査委員会担当者の人事評価及び査定は、監査委員会又は選定監査委員の意見を聴取のうえ、執行役が行う。
- 2) 内部監査部門長の任免及び懲戒並びに人事評価及び査定は、執行役が行うが、あらかじめ、その理由を監査委員会又は選定監査委員に説明しなければならない。
- 3) 監査委員会の職務を補助する者が補助を行うに当たっては、執行役の指揮命令を受けない。

(3) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 執行役は、次に掲げる文書を監査委員会に提出する。
経営会議資料、執行役の決裁書類、中期経営計画及び予算審議資料、月次及び四半期の決算書類、内部監査部門の業務監査報告書
- 2) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社(外国の事業体も含む。以下同じ。)における業務運営の監査を行い、その結果を監査委員会又は選定監査委員に報告する。
- 3) 執行役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告する。
- 4) 当社の執行役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から監査委員会への報告は、選定監査委員への報告をもって行う。
- 5) 当社は、当社及び子会社の業務に従事する者が、当社及び子会社の業務における法令等に対する違反行為又は不適切な行為に係る事実(以下「違法行為等」という。)を発見したときに、当社の通報窓口で報告することができる制度(以下「コンプライアンス・ホットライン」という。)を整備する。通報窓口の責任者は、違法行為等の報告を受けたときは、速やかに、選定監査委員に報告するものとする。また、監査委員会に対し、直接、発見した違法行為等を報告することができる制度を整備する。当社は、これらの制度に基づき違法行為等の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。

(4) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は取締役会事務局が担当し、監査委員の職務の執行に必要なと明らか認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理する。

(5) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 選定監査委員は、内部監査部門長が翌事業年度に係る監査計画を策定する場合、当該監査計画の内容について意見を述べる事ができる。内部監査部門長は、策定した監査計画を監査委員会に報告しなければならない。
- 2) 監査委員会又は選定監査委員は、会計監査人、執行役、内部監査部門長及び業務執行部門の責任者と意見交換を行う。

2. 当社の執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、当社及び子会社の業務の運営において、法令及び定款の遵守並びに社会倫理の尊重を図るため、行動規範を定め、周知する。
- 2) 当社の執行役は、経営会議を組織して、当社、又は当社及び子会社から成る企業集団(以下「日立金属グループ」という。)に影響を及ぼす当社又は子会社の重要な経営事項について審議し、又は報告を受ける。
- 3) 当社は、コンプライアンス・ホットラインを整備する。コンプライアンス・ホットラインの担当部門は、違法行為等の報告を受けたときは、報告内容に係る事実関係を調査し、必要に応じて、当社の執行役に対して是正措置の検討を要請するほか、再発防止のために適切な措置をとるものとする。
- 4) 日立金属グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを方針とする。当該方針の実効性を確保するため、担当部門を置き、反社会的勢力に係る情報の管理、取引の遮断その他の対応に関する制度を整備するとともに、警察等外部専門機関との緊密な連携に努めるものとする。

3. その他当社の業務と当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための当社における体制の整備

(1) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 経営会議資料、決裁書類その他の執行役の職務の執行に係る文書は、文書の保存及び管理に係る社内規則に基づき、各業務執行部門において保存及び管理する。
- 2) 選定監査委員は、各業務執行部門において保存及び管理する執行役の職務の執行に係る文書を閲覧、謄写又は複写することができる。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、日立金属グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理の最高責任者として日立金属グループリスクマネジメント責任者を置く。
- 2) 当社の執行役は、コンプライアンス、反社会的勢力、投資、財務、調達、環境、災害、品質、情報管理、輸出管理、法務等に係る損失の危険について、各業務執行部門を指揮し、必要に応じて社内規則、ガイドライン等を制定し、マニュアルの作成及び配付、教育並びに業務監査を行い、当社の損失の危険を回避若しくは予防し、又は管理する。当社は、これらの規則等を子会社に提供し、その規模等に応じて当社に準じた規則等の整備を行わせる。
- 3) 当社の執行役は、当社及び子会社において現実化した損失の危険の報告を受け、迅速に対応するための組織を置く。
- 4) 当社の執行役は、当社及び子会社において新たに生じた損失の危険に対応するため、必要な場合は、関係業務執行部門に示達するとともに、

速やかに対応責任者を定める。

5) 当社の執行役は、当社及び子会社において損失の危険が現実化した場合には、速やかに監査委員会に報告する。

(3) 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

2.2)に加え、以下に掲げる体制を整備する。

1) 当社は、日立金属グループの連結企業価値の最大化を目的として、連結経営の基本方針を定める。

2) 当社の取締役会は、当社の業務を戦略的かつ計画的に運営することで市場競争力を強化し、企業価値を高めるため、中期経営計画及び予算を決定し、業績を管理する。執行役は、当該管理の実効性を確保するため、予算及び業績の管理制度を整備する。

当社は、連結中期経営計画及び連結予算を策定するに当たり、子会社と相互に情報を共有し、各会社のみならず日立金属グループ全体で最適な戦略の構築を図るとともに、連結業績を管理する。

3) 当社の執行役は、各業務執行部門の責任者の権限及び責任を明確にし、意思決定及び職務の執行に係る手続を統制するための社内規則を整備する。

4) 当社は、親会社及び子会社とともに財務報告に反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行う。

5) 当社は、子会社の管理を担当する部門を定め、諸施策の周知、情報の収集、子会社の業務運営の支援等を行う。

(4) 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2.1)、3)及び4)並びに3.(2)1)に加え、以下に掲げる体制を整備する。

当社の執行役は、内部監査部門を置き、当社及び子会社に対する業務運営の監査を行わせる。また、当社は、親会社の内部監査部門が、当該親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、当社及び当社子会社の業務に係る業務運営の監査を行うときには、これに協力する。当社は、これらの監査の結果を検討して、業務の運営を改善する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

2.2)及び3.(3)5)に加え、以下に掲げる体制を整備する。

当社は、必要に応じて子会社に取締役及び監査役を派遣する。当該取締役及び監査役は、当社の執行役又は選定監査委員の求めがあった場合には、その職務の執行の状況を報告する。

(6) その他当社の業務と当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、業務の運営及び取引では、親会社からの自律性を保つことを方針とする。親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行うに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、これを決定する。

2) 当社は、親会社及び子会社との取引を市価を基準として公正に行うことを方針とする。

3) 子会社の業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、子会社に対してその規模等に応じた体制の整備を行わせる。

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制等(内部統制システム)の整備についての基本方針に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制を運用しております。

しかしながら、当社及び子会社の一部製品について、お客様に提出する検査成績書への不適切な数値の記載等が行われていた事実が判明し、2020年4月に当該事実を公表いたしました。これに伴い当社は、客観的な視点から事実関係・発生原因を調査するため、外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置いたしました。これと並行して、社内対策本部が中心となり、有効な品質監査を担保するための組織の見直しや人手が介在するプロセスを排除し不正を発生させない検査システムの構築等に着手し、信頼回復に向けて適切な品質保証体制の構築に取り組んでおります。今後、同委員会の調査結果が提出されたときには、これを踏まえて、コンプライアンス及び品質保証体制の一層の強化等の再発防止策を実施してまいります。

リスク管理に当たっては、政治・経済・社会情勢の変化、為替変動、急速な技術革新及び顧客ニーズの変化その他の事業リスクについて、各執行役が把握、分析及び対応策の検討を行うとともに、適宜、取締役会、監査委員会、経営会議その他の会議における議論を通じて、その見直しを図っております。また、当社グループの各拠点は、コンプライアンス、反社会的勢力、投資、財務、調達、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理、法務等に係る顕在化したリスク情報を、各業務担当部門等と、速やかに共有する体制を構築するとともに、コーポレートや各業務担当部門が、社内規則・ガイドライン等の制定、教育、啓発、事前チェック並びに業務監査等を実施し、社内カンパニーの関係業務担当部門と連携することによって、リスクの回避、予防及び管理を行っております。さらに、BCP(Business Continuity Plan、事業継続計画)については、この策定のみならず事業構造やリスクの変化に合わせて定期的・継続的にBCPを改善するBCM(Business Continuity Management、事業継続管理)を実践しております。2019年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として在宅勤務の実行のためのテレワーク環境の整備・充実などの諸対策に取り組んでおります。また、災害発生時における安否確認システムの応答訓練を継続的に実施し、大型台風などの災害時に活用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを方針としております。本方針の実効性を確保するため、以下の体制を整備しております。

(1) 反社会的勢力に係るリスクについては、コンプライアンス担当部門を所管部門とし、各事業所に責任者と担当者を置き、リスク情報の集約及び提供並びにリスク事案への対応要領の説明を行っております。

(2) 警視庁、管轄警察署をはじめ、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との緊密な連携を確保するため、適宜、訪問連絡等を行い、反社会的勢力に関する情報を蓄積するとともに、反社会的勢力による被害の可能性が生じた場合には、速やかにこれらの機関への通報・相談等を行い、連携して対応することとしております。

(3) 反社会的勢力との取引を遮断するため、反社会的勢力との取引の防止に関する規則を定め、各部門が新たな相手方と取引を行うときにコンプライアンス担当部門が審査を行う制度を設けるとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入に努めております。また、コンプライアンス担当部門が内部監査を実施し、遵守状況の確認を行っております。

(4) 反社会的勢力への対応に関する従業員の自覚を高めるため、「反社会的勢力及び団体からの接触や要求を断固として拒否する」旨の宣言を記した「日立金属グループCSRガイドブック」を配付し、その周知に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として以下の内容を定めております。
「当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示に努めるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。」

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 会社情報の開示に関する指針

当社は、情報開示を積極的に行って、透明性の高い「開かれた企業」として信頼を得よう努めること、株主の皆様、お客様、お取引先様など当社に関係する方々に対して、当社の経営理念、経営方針、事業活動など社会と関わりのある情報についても積極的に開示することを行動の指針に掲げております。

この指針のもと、当社は、次項に掲げる社内体制により金融商品取引法等の諸法令及び上場取引所の定める規則を遵守し、適時適切な会社情報の開示を行います。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社では、会社情報の適時開示について、コミュニケーション部を中心とする以下の社内体制により対応しております。

社内規則により適時開示すべき事実の種類に応じて情報の所管部を定め、開示すべき事実の発生が予想される場合は、所管部がこれを財務本部、法務部及びコミュニケーション部に通知することとしております。また、実際にその事実が発生した場合には、その所管部が事実を確認し、財務本部、法務部及びコミュニケーション部に内容を通知いたします。グループ会社に関して適時開示すべき事実については、その所管部を通じて同様に情報が通知されます。

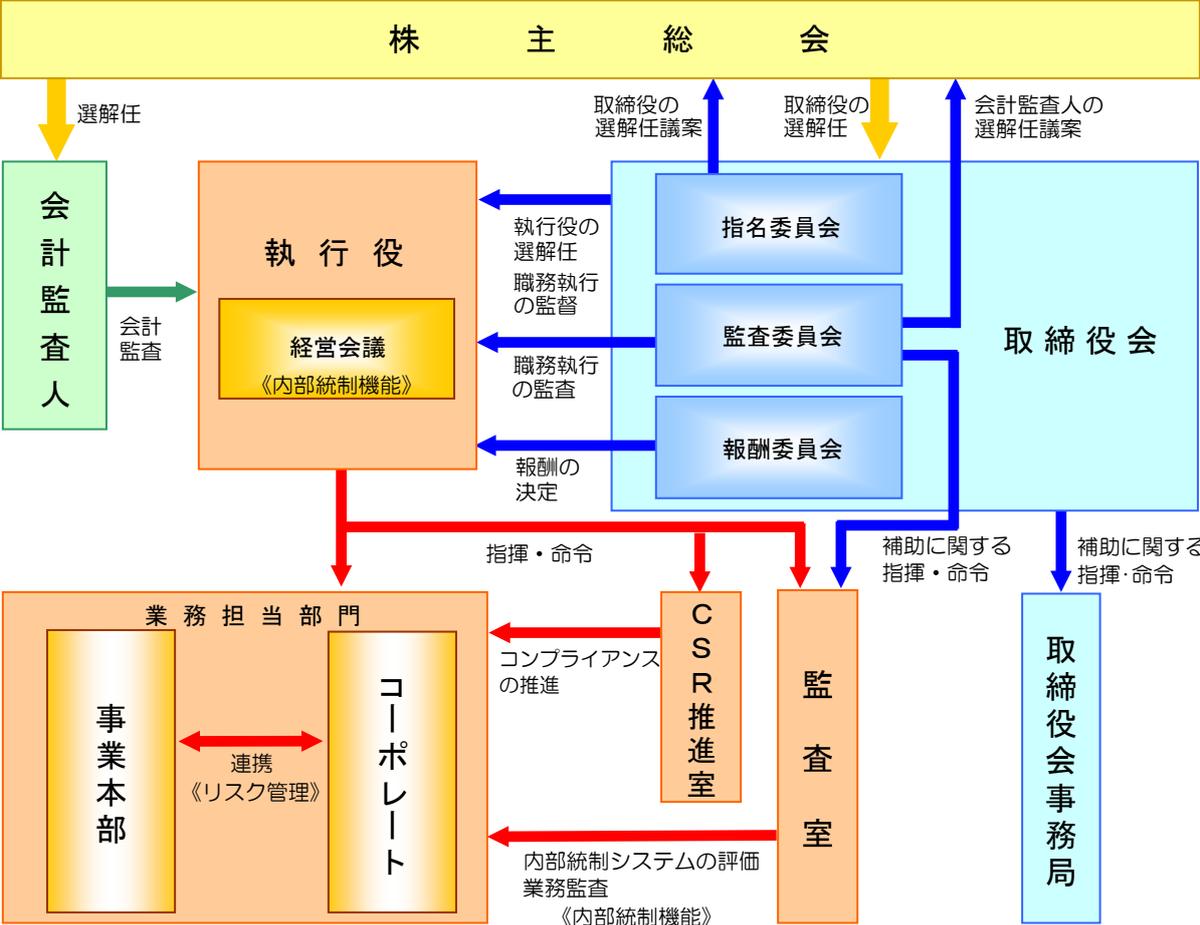
当社の決定に係る事実については、適時開示すべき事実に当たるものは原則として経営会議に付議することとしております。経営会議の議案の提案部署は、その内容をあらかじめ財務本部、法務部及びコミュニケーション部に通知いたします。

財務本部、法務部及びコミュニケーション部は、通知を受けた情報について上場取引所の規則に照らして開示の要否を判定いたします。

判定の結果、この情報が開示事項に該当する場合には、コミュニケーション部が所管部等の協力のもと、経営企画本部長及び関係する執行役の承認を得て、速やかに開示いたします。

通期及び四半期の決算情報については、決算を担当する財務本部が作成し、執行役会長の承認並びに取締役会での報告を経て、コミュニケーション部が開示いたします。なお、金融商品取引法に基づき、標準的なフレームワーク(COSOフレームワーク)により財務情報に関する内部統制システムの整備を進め、財務情報についての信頼性の一層の向上を図っております。

また、当社では、タイムリーで質の高い情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、適時開示にとどまらず、個別事業の内容や中期経営計画の開示を積極的に行うこととしております。



■執行役の選任理由

役名	氏名	選任理由
代表執行役 執行役会長 兼執行役社長	西山 光秋	㈱日立製作所で経理部門の責任者を務め、また当社において財務部門及び電線材料事業の責任者を務めた経験を有する等、経営課題解決等の実績を有するとともに、当社の経営戦略の決定及び実行に関する責任者として相応しい豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
代表執行役 執行役常務	西岡 宏明	㈱日立製作所で経理部門の長を務め、また当社において財務部門の責任者を務める等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適切かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役常務	田宮 直彦	㈱日立製作所及びそのグループ会社で人事・教育・グローバル人材マネジメント等に携わり、当社において人事総務部門の責任者を務める等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役常務	村上 和也	当社の電線材料事業責任者を務める等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役	會田 亮一	当社の技術分野のエキスパートとして、専門的知識・技術をもって企画・管理業務に携わった経験を有する等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役	諏訪部 繁和	当社の磁性材料事業及び情報システム部門の責任者を務めた経験を有する等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役	谷口 徹	当社の欧州地域を統括する欧州子会社の社長及び素形材事業部門の長を務めた経験を有する等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役	増田 久己	当社の管理部門の長を務めた他、調達部門の責任者としてグローバルサプライチェーンマネジメントの経験も有する等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役	峯岸 憲二	当社の電線材料事業の中国子会社の総経理及び電線材料事業部門の長を長く務めた経験を有しており、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。
執行役	山本 徹	当社の営業・営業企画部門の経験も長く、特殊鋼事業の中国子会社の総経理を務めた経験を有する他、国内子会社の社長を務める等、業務について豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、執行役に選任いたしました。

以上